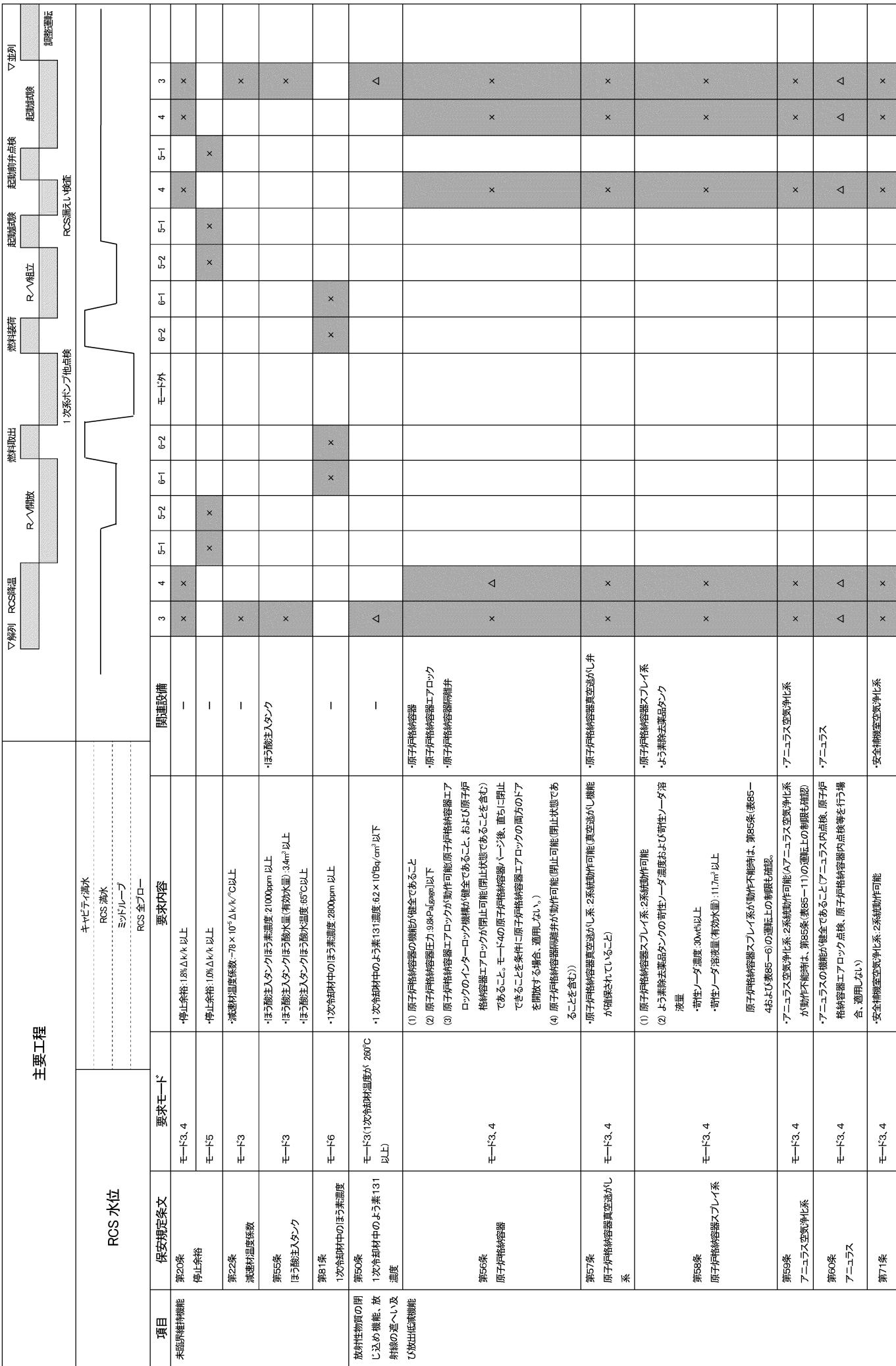


別図

定期事業者検査時の安全管理の計画

高浜発電所3号機 第26回定期事業者検査時の安全管理の計画



高浜発電所 3号機 第26回定期事業者検査時の安全管理の計画

| 主要工程 | | RCS全般 | | | | | | | | | | |
|-----------------|-----------------------------------|--|--|--|--------------|------|---|------|-----|------|-----|---|
| 項目 | 保安規定条文 | 要求モード | | 要求内容 | | 開通設備 | | 燃料取出 | | 起動試験 | | |
| | 安全機能室空気冷却系 | 移動中 | 移動中 | 移動中 | 移動中 | 3 | 4 | 5-1 | 5-2 | 6-1 | 6-2 | |
| 放射性物質放出の防止機能 | 第34条(表34-8) 燃料落下方および燃焼室空気净化系装置 | 使用済燃耗ビットでの照射済燃料 ・手動起動: 1チャネル ・燃料落下方と2チャネル (照射終了後、所定の順序を経過した照射済燃料を取り扱う場合 (は除外)) | 燃料取扱建屋空気净化系: 2系統動作可能、照射終了後の所定期間 間隔過ごとに照射済燃料を取り扱い(被)適用しない) | ・燃料取扱建屋空気净化系: 2系統動作可能、照射終了後の所定期間 間隔過ごとに照射済燃料を取り扱い(被)適用しない) | ・燃料取扱建屋空気净化系 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | |
| 第72条 | 燃料取扱建屋空気净化系 | 使用済燃耗ビットでの照射済燃料 ・モード6(キャビティ漏水位) | ・原子炉キャビティ漏水位: E1.314m以上(原子炉冷却水温度内での燃 料移動中以外の期間において、計画的な原子炉キャビティ水抜 きによりモード6(漏水位)に移行する場合、運転上の制限を適用 しない) | ・1次冷却水系統 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | |
| 第82条 | 原子炉キャビティ漏水立 | モード6(キャビティ漏水位) | (1) 機器ハッチが全ポートで閉じられていること (原子炉冷却水容器内での燃料移動を行っていない場合、運転やか に閉止できることを条件に以下のいずれかを満足する場合に 開放することを許容する。この場合、運転上の制限を満足して いないとはみなさない。 ・1次冷却水ボンプ等による余熱除去系統による冷却時、加 圧器安全弁が健全であることおよび加圧器水位が10%か ら30%の範囲にある場合 ・原子炉キャビティ水位がE1.314m以上である場合) (2) 各エアロロックが2つ以上のドアで閉止可能閉止状態であるこ とを含む) (3) その他の貫通部のうち、隔壁弁については閉止可能であるこ と(閉止状態であることを含む)、隔壁弁以外については閉止 フランジまたは同等などのによって閉じられていること(原子 炉冷却水容器内の燃料移動を行っていない場合は、運転やかに 閉止できることを条件に開閉する)ことが許容される。この場 合、運転上の制限を満足しないとはみなさない) | ・原子炉冷却水容器部ハッチ ・原子炉冷却水容器エアロロック ・原子炉冷却水容器隔壁弁 ・原子炉冷却水容器隔壁真底部 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ |
| 第83条 | 原子炉冷却水容器部異常部 | モード5 | (1) 制御機の引抜き操作が行える状態である場合は、蒸気発生 器による熱除去系2系統以上が運転正 (2) 制御機の引抜き操作が行えない状態でない場合は、蒸気発生 器による熱除去系2系統以上が運転正 系統以上が運転正 | ・使用済燃料ビット ・使用済燃料ビット冷却系 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ |
| 第84条 | 使用済燃耗ビットの水位 および水温 | 全モード | ・使用済燃料ビット水位: E1.314m以上(原子炉冷却水温度内での燃 料移動を行わない場合) ・使用済燃料ビット水温: 65°C以下 | ・蒸気発生器 ・1次冷却水系統 | × | × | × | × | × | × | × | × |
| 原子炉停止後の 除熱機能 | 第37条 1次冷却水系 | モード3 | (1) 制御機の引抜き操作が行える状態である場合は、蒸気発生 器による熱除去系2系統以上が運転正 (2) 制御機の引抜き操作が行えない状態でない場合は、蒸気発生 器による熱除去系2系統以上が運転正 系統以上が運転正 蒸気発生器による熱除去系が動作不能時は、第85条(表85- 8)の運転上の制限を確認 | × | | | | | | | × | |

高浜発電所 3号機 第26回定期事業者検査時の安全管理の計画

| 主要工程 | | | RCS 水立 | | | | | | | | | | | | 燃料取出 | | | 燃料搭荷 | | | 起動試験 | | |
|----------------|-----------|----------------------------------|--|--|--|---|--|--|----------|--|--|------|--|--|----------|--|--|--------|--|--|--------|--|--|
| 項目 | 保安規定条文 | 要求モード | 要求内容 | | | 開運設備 | | | 燃料取出 | | | 燃料搭荷 | | | 起動試験 | | | 起動前弁点検 | | | △並列 | | |
| | | | ・余熱除去系または蒸気発生器による熱除去系のうち、2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中 | | | ・余熱除去系 ・蒸気発生器 ・1次冷却材系統 ・1次冷却材ポンプ | | | ・Rへ開放 | | | Rへ組立 | | | Rへ組立 | | | 起動試験 | | | 起動前弁点検 | | |
| | | | 余熱除去系が動作不能時は、第85条(表85-4)の運転上の制限も確認。 | | | 蒸気発生器による熱除去系が動作不能時は、第85条(表85-8)の運転上の制限も確認。 | | | RCS漏えい検査 | | | 調査運転 | | | RCS漏えい検査 | | | △並列 | | | 調査運転 | | |
| 第38条 1次冷却材系 | RCS 水立 | モード4 | (1) 余熱除去系が動作可能または、第85条(表85-4)の運転中の場合 (2) 他の余熱除去系が動作可能または、蒸気発生器スパンの5%以上である場合 | | | ・余熱除去系 ・蒸気発生器 ・1次冷却材系統 ・1次冷却材ポンプ | | | X | | | X | | | X | | | X | | | X | | |
| 第39条 1次冷却材系 | RCS 全プローブ | モード5—1 (1次冷却材導水) | (1) 余熱除去系が動作可能または、第85条(表85-4)の運転中の場合 ※ 計画的にモード4に切替する場合は、蒸気発生器スパンの5%以上であることを条件に全ての余熱除去系を隔離することを許容 余熱除去系が動作不能時は、第85条(表85-4)の運転上の制限も確認。 | | | ・余熱除去系 ・蒸気発生器 ・1次冷却材系統 ・1次冷却材ポンプ | | | X | | | X | | | X | | | X | | | △ | | |
| 第40条 1次冷却材系 | RCS 水立 | モード5—2 (1次冷却材導水) | (1) 余熱除去系が動作可能または、第85条(表85-4)の運転中の場合 モード5—2 (1次冷却材導水) 1次冷却材導水抜き開始からモード6になるまで、およびモード6終了までの期間 | | | ・余熱除去系 ・1次冷却材系統 ・1次冷却材ポンプによる1次冷却材空気抜きを行う場合は2時間 に限り全ての余熱除去系を隔離することを許容 ・ポンプの切替を行った場合は、abcの全てを満足させることを条件 に15分以内に全ての余熱除去ポンプを停止することを許容 a. 燃出口温度が飽和温度より56°C以上下るよう維持 されていること b. 1次冷却材中のまゝ素差が低下する操作が行われてい ないこと c. 1次冷却材水流量低下につながる操作が行われてい ないこと | | | X | | | X | | | X | | | X | | | △ | | |
| 第41条 1次冷却材系 | RCS 全プローブ | モード6—2 (キャビティ高水位: H.31.4m 以上) | (1) 余熱除去系が動作不能時は、第85条(表85-4)の運転上の制限も確認。 (2) 1次冷却材温度: 65°C以下 | | | ・余熱除去系 ・1次冷却材系統 ・1次冷却材ポンプを停止することを許容 | | | X | | | X | | | X | | | X | | | △ | | |

高浜発電所3号機 第26回定期事業者検査時の安全管理の計画

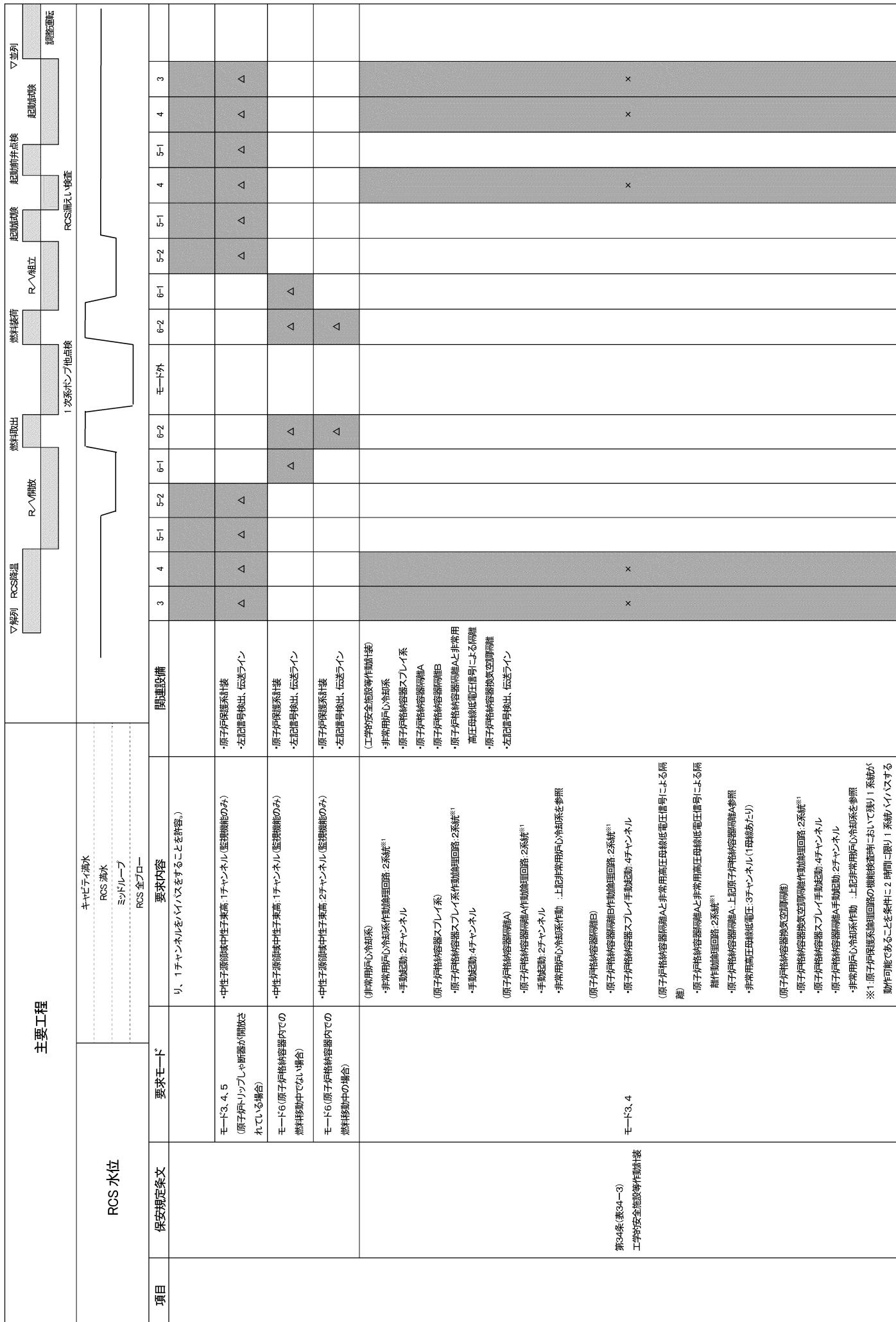
| 主要工程 | | RCS水立 | | | | | | | | | |
|------------------------------------|-----------------------------------|---|--|--|------|------|--------|------|--------|-----|--|
| 項目 | 保安規定条文 | 要求モード | 要求内容 | 関連設備 | 燃料取出 | Rへ組立 | 起動前弁点検 | 起動試験 | 起動前弁点検 | △並列 | |
| 第42条 1次冷却系 | モード6-1 (キャビティ低水位:日314m未満) | モード3(原子炉作動時のモード3 から主蒸気安全弁機械検査完了 までの間) | (1) 余熱除去系2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上運転中キャビティ水張りおよび水抜きを行っている場合は、余熱除去系への切替操作が可能であること、および他の1系統が運転中あることを条件に下系統を判断することを許容) (2) 1次冷却材温度:65°C以下 余熱除去系が動作不能時は、第85条(表85-4)の運転上の制限も確認。 | *余熱除去系 ・次系統系統 が運転中あることを条件に下系統を判断することを許容) | △ | △ | △ | △ | △ | △ | |
| 第61条 主蒸気安全弁 | モード3 | モード3(原子炉作動時のモード3 までを除く) | *主蒸気安全弁が閉止可能(閉止状態にある場合も適用しない) 原子炉出力25%以下:2回 | *主蒸気安全弁 | × | △ | △ | △ | △ | △ | |
| 第62条 主蒸気隔壁弁 | モード3 | モード3 | *主給水隔壁弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止または手弁が開放された状態(手弁が開放された状態で適用しない) | *主給水隔壁弁 ・主給水制御弁 ・主給水バイパス制御弁 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | |
| 第63条 主給水隔壁弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁 | モード3 | モード3 | *主蒸気逃がし弁、手動での開弁ができること モード3-1、(蒸気発生器が余熱除去のために使用している場合) | *主蒸気逃がし弁 主蒸気逃がし弁が動作不能時は、第85条(表85-9)の運転上の制限も確認 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | |
| 第64条 主蒸気逃がし弁 | モード3 | モード3 | *主蒸気逃がし弁が動作可能(タービン動力制給弁やポンプによる1系統が動作可能(タービン動力制給弁やポンプ)にては原子炉起動時のモード3において試運転に係る調整を行つている場合は適用しない) 補助給水系が動作不能時は、第85条(表85-8)の運転上の制限も確認 | *補助給水系 ・電動補助給水ポンプ ・タービン動力制給弁ポンプ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | |
| 第65条 補助給水系 | モード4 (蒸気発生器が余熱除去のために使用されている場合) | モード3 | *電動補助給水ポンプによる1系統以上の動作可能 補助給水系が動作不能時は、第85条(表85-8)の運転上の制限も確認 | *補助給水系 ・電動補助給水ポンプ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | |
| 第66条 復水タンク | モード3 (復水タンクのために使用されている場合) | モード3 | *復水タンク(有効水量:520m ³ 以上) 復水タンク水量(有効水量)を確認する場合は、第85条(表85-14)の運転上の制限も確認 | *復水タンク | △ | △ | △ | △ | △ | △ | |

高浜発電所 3号機 第26回定期事業者検査時の安全管理の計画

| 主要工程 | | | △解列 RCS降温 R→開放 燃料取出 R→組立 燃料装荷 R→組立 起動試験 起動前弁点検 RCS漏えい検査 調整運転 | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|---|---|--|---------------------------|---|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|---|---|
| 項目 | 保安規定条文 | 要求モード | 要求内容 | 開通設備 | | | | | | | | | | | | |
| 炉心冷却材 | モード3(1次冷却材圧力が6.8MPa[表85-1]、原子炉起動時のモード3(1次冷却圧力が6.8MPa[表85-1]をえた時点から、全ての出口弁が全閉となるまでの間は除)、着圧タンクが運転上の制限を超過した場合は、表85-4)の運転上の制限も確認) | (1) ほう素濃度、ほう酸水素量、圧力が制限値内 *着圧タンク主ほう素濃度 2500ppm以上 *着圧タンク主ほう酸水素量(体積分量) 29.0m ³ 以上 *着圧タンク圧力 4.0MPa[表85-1]以上 (2) 着圧タンク出口弁全開 | *着圧タンク *着圧タンク出口弁 | 3 | 4 | 5-1 | 5-2 | 6-1 | 6-2 | モード外 | 6-2 | 6-1 | 5-2 | 5-1 | 4 | 3 |
| 第51条 着圧タンク | モード3 | モード3(1次冷却材圧力が6.8MPa[表85-1]をえた時点から、全ての出口弁が全閉となるまでの間は除)、着圧タンクが運転上の制限を超過した場合は、表85-4)の運転上の制限も確認) | (1) 高圧注入系・2系統動作可能 (2) 低圧注入系・2系統動作可能 高圧注入系が動作不能時は、第85条(表85-3および表85-4)の運転上の制限も確認 低圧注入系動作不能時は、第85条(表85-4)の運転上の制限も確認 | *高圧注入系 *低圧注入系 | △ | × | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | |
| 第52条 非常用用冷却材 | モード3 | モード3 | (1) 高圧注入系または低圧注入系・1系統以上動作可能 (2) 低圧注入系・1系統以上動作可能、余熱除去弁シップを用いて余熱除去作業を行っている場合は、低圧注入系への切替操作が可能であることを条件に、動作不能とはみなさない) 高圧注入系動作不能時は第85条(表85-3および表85-4)の運転上の制限も確認 | *高圧注入系 *低圧注入系 *充てん系 | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | |
| 第53条 非常用用冷却材 | モード4 | モード4 | (1) 高圧注入系または低圧注入系動作不能時は第85条(表85-3および表85-4)の運転上の制限も確認 *燃料取替用水タンクまほう素濃度 2500ppm以上 *燃料取替用水タンクまほう酸水素量(有効水量) 1600m ³ 以上 燃料取替用水タンクが運転上の制限を超過した場合は、第85条(表85-14)の運転上の制限も確認 | *燃料取替用水タンク | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | |
| 第54条 燃料取替用水タンク | モード3、4 | 通常の1次冷却系の加熱、冷却時(原子炉起動、原子炉停止・異常時を除く)、1次冷却系の耐久性調査のための1次冷却材温度、圧力が原子炉容器の非許容燃焼炉内の1次冷却材温度、圧力の制限範囲内 *1次冷却材温度変化率(原子炉容器) 55°C/h以下*** *1次冷却材温度変化率(加圧器) 35°C/h以下** *1次冷却材温度変化率(加圧器/冷却塔) 110°C/h以下** ※ 暫時的制限値逸脱は、運転上も制限を満足していないとはみなさない。 (1) 加圧器 (2) 所有非常用母線から受電している加圧器ニータ2系統動作可 | *1次冷却材温度 *1次冷却材温度変化率(原子炉容器) *1次冷却材温度変化率(加圧器) *1次冷却材温度変化率(加圧器/冷却塔) *1次冷却材温度変化率(冷却塔) *1次冷却材温度変化率(加圧器) *1次冷却材温度変化率(加圧器/冷却塔) | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | | |
| 原子炉冷却材圧力バウンダリ機能 | モード3 | 1次冷却材の温度変化率(原子炉起動時)がよび1次冷却材の温度変化率(原子炉停止時)を除く)、1次冷却系の耐久性調査のための1次冷却材の温度、圧力を確認する。漏えい検査のための昇温、降温操作開始から終了まで | (1) 加圧器 (2) 所有非常用母線から受電している加圧器ニータ2系統動作可 | *加圧器 *加圧器ニータ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | |

高浜発電所3号機 第26回定期事業者検査時の安全管理の計画

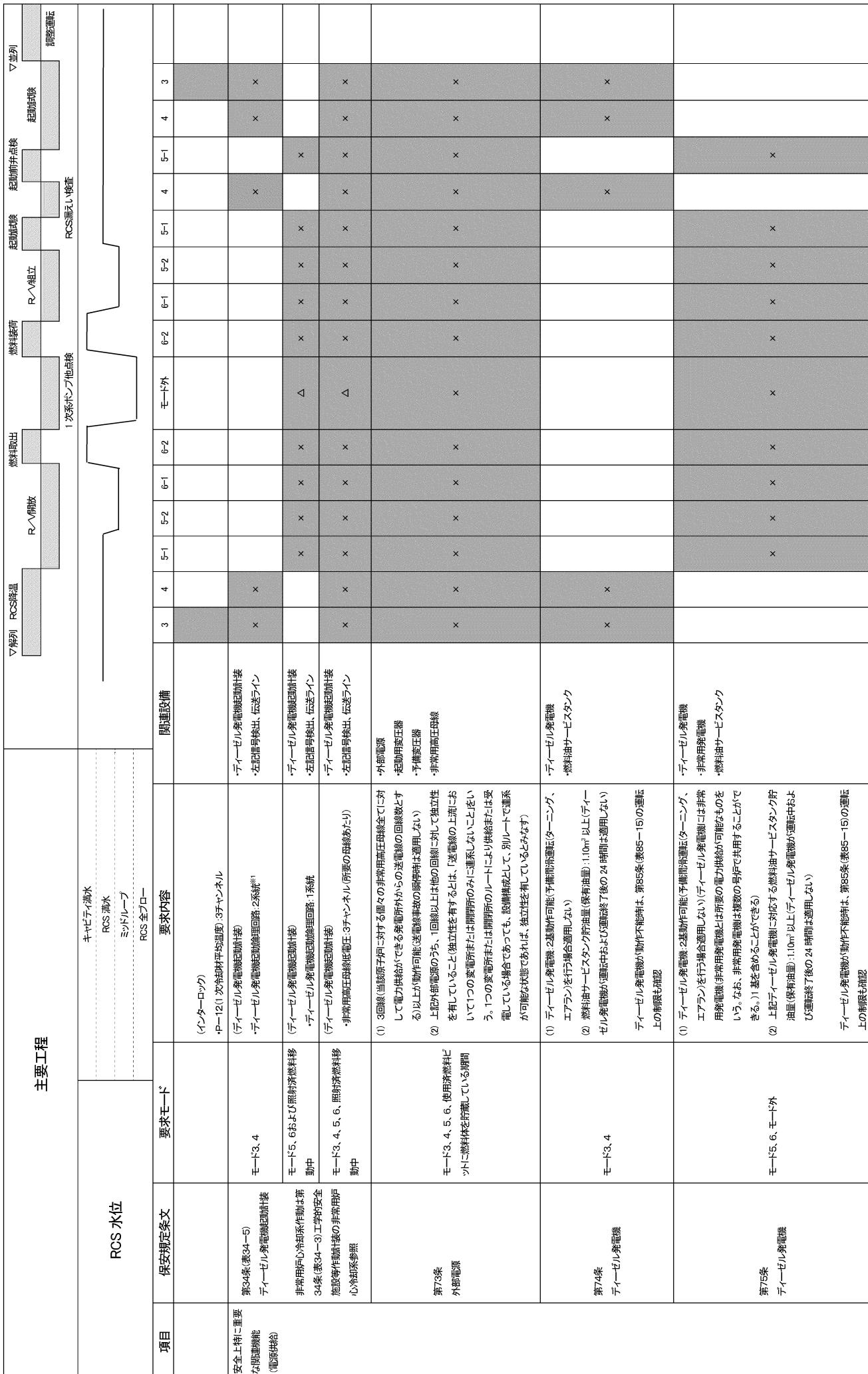
高浜発電所3号機 第26回定期事業者検査時の安全管理の計画



高浜発電所 3号機 第26回定期事業者検査時の安全管理の計画

| 主要工程 | | △解列 RCS降温 R↔開放 燃料取出 R→組立 燃料装荷 Rへ組立 起動試験 起動前弁点検 RCS漏えい検査 起動弁 起動済み 調整運転 | | | | | | | | | | | |
|---|--------|---|--|------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 項目 | 保安規定条文 | 要求モード | 要求内容 | 開通設備 | | | | | | | | | |
| RCS 水立 | | モード3 | ことを許容。(表34において同じ) | △ | | | | | | | | | |
| | | | (非常用冷却却系)原子炉冷却器換気空調装置A) (原子炉冷却器換気空調装置B) ・原子炉冷却器換気空調装置圧力高(高-1),3チャンネル ・主蒸気ライン差圧高:各主蒸気ライン毎3チャネル (原子炉冷却器スプレイ系)(原子炉冷却器換気装置B) ・原子炉冷却器端圧力異常高(高-3),3チャンネル | △ | | | | | | | | | |
| モード3 | | | （主蒸気ライン停機） ・主蒸気ライン停機(作動検知回路:2系統) ・手動起動:2チャンネル ・原子炉冷却器端圧力異常高(高-2),3チャンネル ・主蒸気ライン流量高と主蒸気ライン圧力低または次次の樹木平均温度異常低の一致 モード3(P-12超) (非常用冷却却系) 参照 | △ | | | | | | | | | |
| モード3(全主蒸気隔離弁が閉じている場合は除く) | | | （給水隔離） ・給水隔離(停機検知回路:2系統) ・蒸気発生器水位異常高:1基あたり3チャンネル ・非常用冷却却系動作本義の要求モードモード3,4,「モード3(P-1以上)」、「モード3(P-12超)」の非常用 炉心冷却系参照 ・次次の樹木平均温度低1次冷却却材平均温度低-3チャネルと 本表の保安規定条文の第34条(表34-2)原子炉保護系計 算のモード3,4,5(原子炉リソフ)や断器が閉じ、制御棒の 引き抜きが行われる場合)参照 (非常用冷却却系)(原子炉冷却器換気空調装置A) ・原子炉冷却器換気空調装置B モード3(P-1以上) | △ | | | | | | | | | |
| モード3(主給水隔離弁、主給水制 御弁、主給水バイパス制御弁が 閉止または隔壁されている場合 (は除く) | | | （インターロック） ・P-11加圧器王力:3チャンネル (非常用冷却却系)(原子炉冷却器換気空調装置A) (原子炉冷却器換気空調装置B) ・主蒸気ライン流量高(各主蒸気ライン毎3チャンネル)と主蒸気 ライン圧力低(各主蒸気ライン毎3チャンネル)または1次冷却 材平均温度異常低(3チャンネル)の一致 | △ | | | | | | | | | |
| モード3(P-12超) | | | | △ | | | | | | | | | |

高浜発電所3号機 第26回定期事業者検査時の安全管理の計画



高浜発電所 3号機 第26回定期事業者検査時の安全管理の計画

| 主要工程 | | | RCS 密着点検 | | | | | | | | | | | | RCS 密着点検 | | | Rへ組立 | | | 起動試験 | | |
|-----------------|----------------------------------|-----------------|---|--|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 項目 | 保安規定条文 | 要求モード | 要件内容 | | | 関連設備 | | | 燃料取出 | | | Rへ組立 | | | 起動試験 | | | 起動前弁点検 | | | △並列 | | |
| RCS 水立 | 第76条 ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気 | モード3、4、5、6、モード外 | * 所要のディーゼル発電機の燃料油貯油そう油量(保有油量)：22km ³ 以上 * 所要のディーゼル発電機の潤滑油タンクの油量(保有油量)：3.6m ³ 以上※ * 所要のディーゼル発電機の始動用空気圧(ため圧力：2.45MPa[表85]以上※) ※ 予備潤滑運転(ターニング、エアラン)を行なう場合適用しない。 ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は適用しない。 | * 燃料油貯油そう油量を確認する場合は、第85条(表85-15)の運転上の制限も確認。 * 非常用直流水源：2系統(蓄電池・安全防護系用およびひびき電器(充電器または後備充電器)のいずれかをいい、両方が機能喪失した場合、動作不能になります)が動作可能 | * ディーゼル発電機燃料油貯油そう油量(保有油量) * ディーゼル発電機潤滑油タンクの油量(保有油量) * ディーゼル発電機始動用空気圧(ため圧力：2.45MPa[表85]) * 予備潤滑運転(ターニング、エアラン)を行なう場合適用しない。 ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は適用しない。 | * 燃料油貯油そう油量を確認する場合は、第85条(表85-15)の運転上の制限も確認。 * 非常用直流水源：2系統(蓄電池・安全防護系用およびひびき電器(充電器または後備充電器)のいずれかをいい、両方が機能喪失した場合、動作不能になります)が動作可能 | * 燃料油貯油そう油量(保有油量) * 蓄電池が動作不能時は、第85条(表85-15)の運転上の制限も確認 | |
| 第77条 非常用直流水源 | モード3、4 | モード5、6、照射済燃料移動中 | 蓄電池が動作不能時は、第85条(表85-15)の運転上の制限も確認 | * 所要の設備の維持ご必要な非常用直流水源(接続する系統に蓄電池安全防護系用およびひびき電器(充電器または後備充電器)のいずれかをいい、両方が機能喪失した場合、動作不能となります)が動作可能 | * 非常用直流水源 * 非常用直流蓄電池 * 後備充電器 | * 蓄電池が動作不能時は、第85条(表85-15)の運転上の制限も確認 | * 非常用直流水源 * 非常用直流蓄電池 * 後備充電器 | * 蓄電池が動作不能時は、第85条(表85-15)の運転上の制限も確認 | * 非常用直流水源 * 非常用直流蓄電池 * 後備充電器 | * 蓄電池が動作不能時は、第85条(表85-15)の運転上の制限も確認 | * 非常用直流水源 * 非常用直流蓄電池 * 後備充電器 | * 蓄電池が動作不能時は、第85条(表85-15)の運転上の制限も確認 | | | | |
| 第78条 非常用直流水源 | モード5、6、照射済燃料移動中 | モード5、6、照射済燃料移動中 | 次の所内非常用母線が受電していること(電源の自動切替の間は適用なし) * 2つの非常用高圧母線 * 2つの非常用低圧母線 * 2つの非常用直母線 * 4つの非常用開閉器用母線 | * 非常用高圧母線 * 非常用低圧母線 * 非常用直母線 * 非常用開閉器用母線 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第79条 所内非常用母線 | モード3、4 | モード5、6、照射済燃料移動中 | 所要の設備の維持ご必要な次の所内非常用母線が受電していること(電源の自動切替の間は適用なし) * 2つの非常用高圧母線 * 2つの非常用低圧母線 * 2つの非常用直母線 * 4つの非常用開閉器用母線 | * 非常用高圧母線 * 非常用低圧母線 * 非常用直母線 * 非常用開閉器用母線 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第80条 所内非常用母線 | モード3、4 | モード5、6、照射済燃料移動中 | 原子炉本體冷却水系・2系統動作可能 | * 原子炉本體冷却水系 原子炉本體冷却水系が動作不能時は、第85条(表85-7)の運転上の制限も確認 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 安全上特に重要な配管 | 第67条 原子炉本體冷却水系 | モード3、4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

高浜発電所 3号機 第26回定期事業者検査時の安全管理の計画

| 主要工程 | | RCS全般 | | | | | | | | | |
|----------------------|-----------------------------|-------------------|---|--|------|------|------|--------|-----|------|--|
| 項目 | 保安規定条文 | 要求モード | 要件内容 | 関連設備 | 燃料取出 | Rへ組立 | 起動試験 | 起動前弁点検 | △並列 | 調整運転 | |
| RCS 水立 | 第68条 原子炉補機冷却海水系 | モード3、4 | ・原子炉補機冷却海水系、2系統動作可能 原子炉補機冷却海水系が動作不能時は、第85条(表85-7)の運転上の制限も確認 | ・原子炉補機冷却海水系 | × | × | | | × | × | |
| モード3、4、5、6、使用済燃料料 | モード3、4、5、6、使用済燃料料 | モード3、4、5、6、使用済燃料料 | ・取水路監視ゲート・2系統機械式クラッチおよび電磁式クラッチのゲート(落下機構)のゲート落下機能により動作可能(遮断開止信号により、ゲートが落下できること)(外音警報装置失効含む)。 お、閉止しているゲートについては、動作可能とみなす) ・潮位計3台が動作可能(潮位計による潮位の観測、潮位変化量の測定および潮位変化量の表示、警報の発信ができるること) ・衛星電話(津波防護用)4台(A 中央制御室および B 中央制御室の各々2台をいう。また、衛星電話(津波防護用)には、衛星電話(固定)と兼用するものと、A 中央制御室および B 中央制御室で各々1台含めることが動作可能) | ・取水路監視ゲート ・潮位計 ・衛星電話(津波防護用) | △ | △ | △ | △ | △ | △ | |
| 安全上特に重要な制御用空気系 | 第69条 制御用空気系 | モード3、4 | 衛星電話(津波防護用)と兼用する衛星電話(固定)が動作不能時は、第85条(表85-20)の運転上の制限も確認 | ・格納容器外制御用空気系 | | | | × | × | × | |
| 安全上特に重要な制御機能(制御用空気系) | 第34条(表34-6) 中央制御室非常用制御系装 | モード3、4、使用済燃料料 | (中央制御室非常用制御系装) ・中央制御室非常用制御系(津波防護用)回路:所要の中央制御室非常用制御系(津波防護用)回路の接続検査時ににおいて残り1系統が動作可能であることを条件に2時間ごとに1系統ペイペイすることができる) ・手動起動所要の中央制御室非常用制御系につき2チャネル非常用炉心冷却系作動は第44条(表34-3)工学的安全施設等作動接続の非常用元心冷却系・2系統以上動作可能(中央制御室あり) 中央制御室非常用制御系 | ・中央制御室非常用制御系装 ・工学的安全心冷却系制御装置 ・左耳信号発出、伝送ライン | × | × | △ | △ | △ | △ | |
| 制御室外からの制御室外原子炉停止装置 | 第70条 中央制御室非常用制御系 | モード3 | モード3、4、使用済燃料料モードでの燃料移動中 | ・中央制御室非常用制御系 ・中央制御室非常用制御系 | × | × | △ | △ | △ | △ | |
| | 第34条(表34-7) | モード3 | ・まくらボンブ ・加工器王 | ・まくらボンブ ・加工器王 | × | | | | | × | |

高浜発電所 3号機 第26回定期事業者検査時の安全管理の計画

| 主要工程 | | | RCS水立 | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------|-------------------------|-------|--|------------------------------------|--------------------|------|---|-----|------|-----|-----|------|-----|-----|--------|-----|---|-----|
| 項目 | 保安規定条文 | 要求モード | 要求内容 | | | 関連設備 | | | 燃料取出 | | | 起動試験 | | | 起動前弁点検 | | | △並列 |
| 安全停止機能 モード3 | 中央制御室外原子炉停止装置 モード3、4 | モード4 | ・充てん／高圧注入ポンプ ・加压器後槽ヒータ ・抽出水オフィス隔離弁 ・海水ポンプ ・原子炉補機冷却水ポンプ ・電動補助給水ポンプ ・加压器水位 ・蒸気発生器水位(広域) ・蒸気発生器圧力 ・中性子束(中性子源領域) ・1次冷却材圧力(広域) ・1次冷却材温度(広域)(低温制) | ・充てん／高圧注入ポンプ ・左配信号検出、伝送ライン × | ・左配信号検出、伝送ライン × | 3 | 4 | 5-1 | 5-2 | 6-1 | 6-2 | モード外 | 6-2 | 6-1 | 5-2 | 5-1 | 4 | 3 |
| 事故時のプラン →状況把握機能 | モード4 | モード4 | ・余熱除去ポンプ (1次冷却系取扱)※ ・1次冷却材圧力:2チャンネル ・加压器水位:2チャンネル ・1次冷却材温度(広域):高温側:3チャンネル ・1次冷却材温度(広域):低温側:3チャンネル (化学水精制循環系計装)※ ・ほう酵素:2水位:2チャンネル (主蒸気および給水、補給水系計装)※ ・蒸気ランプ圧力:2チャンネル各ライン ・海水タービン水位:2チャンネル ・蒸気発生器水位(広域):3チャンネル ・蒸気発生器水位(狭域):2チャンネル各SG) (燃料取替用水系計装)※ ・燃料取替用水タンク水位:2チャンネル (原子炉格納容器開通弁)※ ・格納容器水位(広域):2チャンネル ・格納容器水位(狭域):2チャンネル ・格納容器内圧力:2チャンネル ・格納容器内温度:2チャンネル ・格納容器内高シエリニアモニタ(低シエンジ):2チャンネル ・格納容器内高シエリニアモニタ(高シエンジ):2チャンネル (原子炉補機冷却水系計装)※ ・原子炉補機冷却水サーチンク水位:2チャンネル (制御用空気系計装) ・制御用空気圧力:2チャンネル (安全注入系計装)※ ・高圧安全注入流量:2チャンネル ・低圧安全注入流量:2チャンネル | ・左配信号検出、伝送ライン × | ・左配信号検出、伝送ライン × | | | | | | | | | | | | x | |
| 第34条(表34-4) 事故時監視装置 | モード3 | モード3 | 第34条(表34-4) 事故時監視装置 | | | | | | | | | | | | | | | |

高浜発電所 3号機 第26回定期事業者検査時の安全管理の計画

| 主要工程 | | RCS水立 | | | | | | | | | | | |
|--|------------------------------------|---|--------|------|------|------|------|------|--------|--------|------|------|---|
| | | △解列 | RCS降温 | 燃料取出 | Rへ開放 | 燃料装荷 | Rへ組立 | 起動試験 | 起動前弁点検 | 起動後弁点検 | △並列 | 調査運転 | |
| 重大事故等対処設備 | 保証規定条文 | 要求モード | 要件内容 | 限も確認 | 開通設備 | 3 | 4 | 5-1 | 5-2 | 6-2 | モード外 | 6-2 | △ |
| 第85条(表85-3-10)2 1次冷却系のフードアンド ブリード | モード3、4(蒸気発生器が熱除去 のために使用されている場合) | (1) 高圧注入系2系統が作動可能(ポンプが手動起動)/系統構成含 む)できること、または運転中であること) (2) 加压器逃がし弁3台による次冷却系統の測定系が動作可能 ・充てん、高圧注入ポンプ2台 ・加压器逃がし弁、3台 ・燃料取替用水タンク (表85-14-30)2において運転上の制限を定める) | | | | | | | | | | | |
| 第85条(表85-4-10)2 炉心注水-非常用回し冷却 系- | モード3、4、5、6 | (1) 高圧注入系が系統動作可能(ポンプが手動起動)/系統構成含 む)できること、または運転中であること) (2) 低圧注入系が系統動作可能(ポンプが手動起動)/系統構成含 む)できること、または運転中であること) ・充てん、高圧注入ポンプ1台 ・余熱放去ポンプ1台 ・燃料取替用水タンク (表85-14-30)2において運転上の制限を定める) | | | | | | | | | | | |
| 第85条(表85-4-20)2 炉心注水-高圧注入系- モード3、4、5、6 | | (1) 高圧タンクは2素温度200degC以上 (2) 高圧タンクは2酸水量(存水重量)290m ³ 以上(モード3)1次冷却圧力 6.89MPa[表85-3]以上の場合) (3) 高圧タンク圧力404MPa[表85-3]以上(モード3)1次冷却材圧力 6.89MPa[表85-3]以下の場合)、4、5、6Gの場合) (4) 高圧タンク圧力10MPa[表85-3]以上(モード3)1次冷却材圧力 6.89MPa[表85-3]以下の場合)、4、5、6Gの場合) (5) 高圧タンク出口弁が動作可能(手動での開閉および閉弁がで きる二上) (6) 高圧タンク3基 (モード3)1次冷却材圧力6.89MPa[表85-3]以上の場合) (7) 高圧タンク2基 (モード3)1次冷却材圧力6.89MPa[表85-3]以下の場合)、4、5、 6Gの場合) | ・高圧タンク | | | | | | | | | | |

第26回定期事業者検査時の安全管理の計画 高浜発電所3号機

高浜発電所3号機 第26回定期事業者検査時の安全管理の計画